

第5章 男女共同参画行動計画一覧表

基本目標 1. 地域における女性の活躍促進

計画目標	施策目標	具体的な施策	具体的な施策の実施方法	担当課
(1) 地域社会における男女共同参画の推進	①地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	1) 地域活動における男女共同参画を推進する。	自治会長及び民生児童委員等の地域指導者に対し、男女共同参画社会への理解促進のための学習会・講演会等を実施するとともに男女共同参画に関する情報の提供を行う。	安全安心まちづくり課 生涯学習課 人権男女共同参画課 福祉支援課
		2) 地域活動を通じた子育てに関する啓発を図る。	男女共同の子育てに関するサークル活動・ボランティア活動の促進等の情報の提供を行う。	こども未来課 安全安心まちづくり課
			各校区のまちづくり協議会や民生委員会、小中学校PTA役員会等に、男女共同参画の視点に立った子育ての啓発を推進する。	こども未来課 安全安心まちづくり課 生涯学習課 福祉支援課
			各校区のまちづくり協議会の協力の下、地域の人々が協働して子育てを支援していく意識を広めるための啓発を行う。	こども未来課 安全安心まちづくり課
	②地域社会における男女共同参画の推進	1) 男女が平等に地域役員を担える環境づくりを進める。	自治会やNPO・ボランティア団体等の実態を把握し、男女が地域の役員を担える環境づくりを推進する。	安全安心まちづくり課 人権男女共同参画課
		2) 男女共同参画に関する理解促進のための研修会を実施する。	地域での多世代学び合いを促進するためには、自治会長、民生児童委員等の地域指導者を対象に、地域コミュニティが直面する身近な課題等関心が高いテーマについて、男女共同参画の講座や学習会を開催し、男女共同参画に対する理解・認識の向上を図る。	安全安心まちづくり課 生涯学習課 健康増進課 (保健センター) 人権男女共同参画課
			市内の女性団体ネットワーク組織「女性ネットなかま」等をとおして、男女共同参画社会への環境づくりに努める。	人権男女共同参画課
		3) 男女が平等に地域リーダーとして十分に活動できる意識改革を推進する。	自治会長の自主学習会等各種機会を捉えて、地域役員等に男女平等意識改革に関する啓発を推進する。	安全安心まちづくり課 生涯学習課 人権男女共同参画課
			男女が平等に地域のリーダーとして活躍できるよう、男女共同参画の公民館講座を実施し、指導者の育成・支援体制を推進する。	生涯学習課 人権男女共同参画課

基本目標 1. 地域における女性の活躍促進

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(2) 政策・方針決定の場への女性の参画促進に向けた意識改革の推進	①政策・方針決定の場における女性の登用促進	1) 中間市における審議会・委員会等の女性委員の割合を、2023年(新元号5年)度末までに40%を達成するよう努める。	女性の社会参画を推進するため、市の各種審議会及び委員会等に女性委員の積極的な登用を各課に要請する。	企画政策課 人権男女共同参画課
		2) 女性公務員の職域拡大を促進する。	固定的な性別役割分担を解消するため、女性職員の職域拡大を推進する。	総務課
		3) 女性職員の管理職登用を促進する。	女性の多様な実務経験を踏まえた能力の評価を促進し、女性の管理職への登用に努める。	総務課
	②女性人材の育成と人材リストの充実	1) 女性の地域リーダー養成講座を開催する。	男女共同参画講座等を開催し、女性の地域リーダーの発掘・養成に努める。	生涯学習課 人権男女共同参画課
		2) 各分野で活躍する女性人材リストを作成し活用を図る。	市の審議会等に女性の登用を促進するため、企業や地域等で活躍する女性リーダーの人材リストを作成し活用する。	人権男女共同参画課
		3) 女性の能力開発のための研修会を開催する。	女性の能力開発のための研修会や学習会を行う。 県の海外研修「女性研修の翼」等の交流事業の参加者や、ホームステイ・ホームビジットを行う市民の活動を支援し国際交流を推進する。	人権男女共同参画課 安全安心まちづくり課 人権男女共同参画課
(3) 防災・災害時における男女共同参画の推進	①防災分野における女性の参画の拡大	1) 防災分野における政策・方針決定過程に女性の参画を拡大する。	防災会議や水防班に女性の参画を促す。	安全安心まちづくり課
	②男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策の推進	1) 防災・災害復興対策について、事前に性の多様性の視点から検討する。	中間市水防計画に女性及び性の多様性に沿った視点を取り入れ、性差や性の多様性に配慮した施設・空間の設置等の対応を行う。 計画書及び各種マニュアルの作成段階から積極的に女性の意見を取り入れる。	安全安心まちづくり課

基本目標 2. 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(1) 雇用の場における男女平等の促進	①事業所・事業主に対する男女平等意識の啓発活動	1) 男女雇用機会均等法や男女共同参画基本法を浸透させるための啓発活動を行う。	国・県等の関係機関と連携し、各事業所・事業主を対象とした「男女雇用機会均等法」や「積極的改善措置」等との周知・啓発を推進する。	産業振興課 人権男女共同参画課
		2) 性別による賃金や昇進、昇格等の格差是正のための啓発活動を行う。	国・県等の関係機関と連携し、市広報やパンフレット等で、事業所等の性別による賃金や昇進・昇格等の格差是正のための啓発活動を行う。	産業振興課 人権男女共同参画課
		3) 職場における男女共同参画に関する相談・支援体制の整備を推進する。	各事業所に国・県等の「企業内の相談・支援体制の整備」に関する資料・参考パンフレット等、情報の提供を行う。	産業振興課 人権男女共同参画課
	②女性が能力を発揮しながら安心して働くための支援活動	1) 女性従業員の研修への理解と参加ができる環境整備を推進する。	各事業所に女性従業員の男女共同参画の研修会へ参加を促すため、女性従業員に対する理解と環境整備を図ることを推進する。	産業振興課 人権男女共同参画課
		2) 働く女性のための各種情報の提供を図る。	働く女性が能力を発揮できるよう、国や県他市町等関係機関の様々な講演会・学習機会の情報を市の広報、ホームページやパンフレット等で提供する。	産業振興課 人権男女共同参画課
		3) 事業所内において女性の能力が発揮できる職域の拡大と体制の整備を啓発する。	国・県等の関係機関と協力し、各事業所・事業主に女性の能力が十分に発揮できる職場環境の整備を図るよう啓発する。	産業振興課
(2) 雇用環境の整備と就労支援	①女性のための就職、再就業、就業継続のための支援	1) 就職、再就業希望者への情報提供を図る。	「マザーズハローワーク北九州」等、女性の就労に関する関係機関の情報の提供を行う。また、市ホームページを活用する。	産業振興課
		2) パートタイム労働者のための相談窓口を設置する。	事業所・事業主等へ、国や県等の関係機関と連携し、パートタイム労働者の相談窓口に関する情報の提供を行う。	産業振興課
			パートタイム労働者の相談窓口の設置に向けて、国・県等の職員研修会等に参加を推進する。	産業振興課
	②事業所内における女性が働きやすい労働環境の整備	1) パートタイム就業規則等事業所内における労働指針作成の普及・啓発に努める。	国・県と連携し、各事業所に「事業主が講すべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」等に示された、パートタイム労働者の労働に関するガイドラインの作成を行うよう普及・啓発を推進する。	産業振興課
		2) 事業所内におけるセクシュアル・ハラスメント防止に対する啓発活動を推進する。	国・県等の関係機関と連携し、各事業所にセクハラ防止パンフレットの配布等事業所内のセクハラ防止を呼び掛けるとともに、市の広報やホームページ等で啓発を推進する。	産業振興課 人権男女共同参画課
			庁内の職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するために職員の研修指導を行う。	総務課 人権男女共同参画課
	③仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進する。		事業所内に従業員の子の保育ができる場所を設置する等、女性が仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりのために、国・県等の関係機関とともに啓発を推進する。	産業振興課 こども未来課 人権男女共同参画課
			母親が働く地域で、職場内保育ができる保育所の設置・充実をめざし、事業所へ関係資料等を配布し啓発を行う。	人権男女共同参画課

基本目標 2. 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(3) 農業及び自営業等における女性の地位向上	①農業及び自営業等の世帯の女性に対する地位向上のための支援活動	1) 男女共同参画に対する意識改革に向けた啓発を推進する。	農業・自営業に従事する人に男女共同参画に関する県等の研修会等の情報提供を行う。	産業振興課
		2) 生産・加工や、経営管理技術等の能力向上を図る。	農業・自営業と異なる業種に携わる女性との意見交換等、意識改革に向けた各種研修会を開催する。	産業振興課 人権男女共同参画課
		3) 農業及び自営業等の世帯における「家族経営協定」の締結を推進する。	女性の能力向上を図るために、経営管理や生産技術に関する県等の情報を提供し、女性の経営参画を促進する。	産業振興課
	②農業及び自営業等における女性参画に対する啓発・支援活動	1) 農業及び自営業等の方針決定の場における女性の参画に努める。	農業・自営業者に向け「方針決定の場への女性の参画」を促す資料の提供やパンフレットの配布等で、女性の参画を推進する。	産業振興課 人権男女共同参画課
		2) 農業及び自営業等の女性の起業に対する支援策を充実する。	農業及び自営業等に従事する女性に、生産技術・経営管理に関する研修への参加を促し、女性の能力の向上を図り、起業や経営参画を促進する。	産業振興課
	③女性の起業に関する支援	1) 起業をめざす女性に対する研修等を開催する。	農業・自営業者に向け「方針決定の場への女性の参画」を促す資料の提供やパンフレットの配布等で、女性の参画を推進する。	産業振興課 人権男女共同参画課
		2) 起業のための情報提供を行う。	農業・自営業者に向け「方針決定の場への女性の参画」を促す資料の提供やパンフレットの配布等で、女性の参画を推進する。	産業振興課 人権男女共同参画課

基本目標 3. 男女の自立促進と生活・子育て支援

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(1) ワークライフバランスの推進	①ワークライフバランスのための啓発活動、相談体制の充実	1) 家庭内における男女の対等な仕事の役割分担のための啓発を図る。 2) 育児・介護休業制度の普及・啓発と定着を促進する。 3) ワークライフバランスのための相談体制の整備を図る。	男女が共に育児・介護を分担した家庭生活を送ることができるよう、ワークライフバランスへの理解・認識を図る講習会・学習会及び啓発を推進する。 市職員（特に男性）の育児・介護休業制度の利用を推進する。 市民や事業所等へ、国や県等の育児・介護休業制度に関する情報を提供する。 働く女性の仕事や家庭の悩みについての相談体制の整備を図る。	生涯学習課 人権男女共同参画課 総務課 人権男女共同参画課 産業振興課 生涯学習課 (働く婦人の家) 人権男女共同参画課
(2) 子育て支援の充実と児童の健全育成	①子育て環境の整備	1) 各種子育て支援施設の整備、サービスの充実を図る。 2) 子育てに関する相談体制の充実を図る。	市内の保育所・幼稚園や各小中学校との連携を深め、早期療育からの一貫した総合的支援を実践する。 「中間市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援施設の整備及びサービスの充実を図る。 子育て支援サービスの充実を図るために、職員研修会・講習会等に参加を推進する。 人と人とのつながりを大切にした、保護者や地域の人たちが安心・信頼できる子育て相談窓口の充実を図る。 専門機関と連携を図り、子どものこころやからだの発達相談・療育相談を充実させ、早期療育からの一貫した総合的支援体制の充実を図る。 「すくすく赤ちゃん広場・わんぱく広場」等で保育士・助産師・保健師・栄養士等が行っている、育児相談や健康教育の充実を図る。 市内全ての新生児の訪問活動で、子育てに関する相談業務の推進を図る。 未成年者による子育てに関する相談窓口の充実及び支援を推進する。	こども未来課 健康増進課 (保健センター) こども未来課 こども未来課 こども未来課 こども未来課 こども未来課 健康増進課 (保健センター) 健康増進課 (保健センター) こども未来課

基本目標 3. 男女の自立促進と生活・子育て支援

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(2) 子育て支援の充実と児童の健全育成	①子育て環境の整備	2) 子育てに関する相談体制の充実を図る。	若年妊婦や18歳までの子どもにおける、あらゆる問題の相談窓口の充実及び支援を推進する。	こども未来課
		3) 子育てに携わる人に男女共同参画に関する研修等を実施する。	子育てに携わる市民を対象に、男女共同参画に関する講座・研修等を実施する。	こども未来課 人権男女共同参画課
	②子育て支援体制の機能強化	1) 更なる専門相談員等の資質の向上を図る。	専門相談員の自主研修や、市外で開催される研修会に参加をする。専門スタッフによる療育研修会等を開催する。また、外部講師の招聘を検討する。	こども未来課
		2) 各種子育て支援の関係機関等との連携を強化する。	保育士として、発達心理等、より専門性を高める研修会等を開催する。	こども未来課 (さくら保育園)
			子育てを支援するため、各施設・相談窓口等と連携強化し子育て支援を推進する。	こども未来課
	③多様な子育て支援サービスの充実		関係機関と連携し情報の共有化を図りながら、保護者への情報提供等一貫した総合的な子育て支援体制を強化する。	こども未来課
		1) 障がい児保育、時間外保育、病後児保育及び一時保育を充実する。	障がい児保育等、多様な保育サービスの充実を図る。	こども未来課
			障がい児を受け入れる体制の拡大及び遠賀・中間医師会にある病児・病後児保育室等を周知し、活用を図る。	こども未来課
		2) 放課後児童クラブを充実する。	市民の保育ニーズを把握し、地域のバランスを考慮しながら、保育所施設の運用・充実を図り、多様な保育サービスを推進する。	こども未来課
		3) ファミリー・サポートの事業の推進を図る。	市内の放課後児童クラブ（学童保育）のサービス充実を図る。 シルバー人材センターでの育児支援サービスについて広く周知を図る。	介護保険課

基本目標 3. 男女の自立促進と生活・子育て支援

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(3) 生活上の困難に直面する世帯への支援	①ひとり親家庭の子育て、就学支援	1) ひとり親家庭の子育て支援と生活支援を図る。	「ひとり親家庭等医療費助成」及び「児童扶養手当」等様々な制度を、市の広報やホームページ等で紹介し、ひとり親家庭の支援を図る。 県営住宅のひとり親に対する倍率優遇措置制度の周知を行う。	こども未来課、健康増進課
		2) ひとり親家庭の就学支援を行う。	小・中学校において、各家庭の実態把握に努めるとともに、教育相談を定期的に行い、ひとり親家庭等の支援の充実を図る。	都市整備課
			経済的理由から就学困難な児童生徒の学用品費等の一部を援助する就学援助制度を、市の広報・ホームページや小・中学校を通じて保護者への周知を図る。	学校指導課
		1) 豊かな老後を送るための各種福祉制度に関する学習、啓発を推進する。	高齢者の経験や知識を活用した社会参加や生きがいづくりの一環として「ボランティア講師派遣事業」を実施し、さらにボランティア講師同士の情報交換や指導者の技術向上を図る研修会等を開催する。	学校教育課
			市民活動の活性化を図る様々なボランティア活動の拠点として、NPO・ボランティア同士の連携を深めるため、ボランティアセンターをさらに充実させ、市民への啓発活動を推進する。	安全安心まちづくり課
	②高齢者・障がい者の各種支援制度の充実と相談体制		シルバー人材センター事業を支援し、高齢者の生きがい対策を推進するとともに、能力を活かした地域づくりを推進する。	安全安心まちづくり課
		2) 障がい者の福祉に関する相談体制の充実を図る。	障がい者の福祉について、相談しやすい環境づくりに努める。	介護保険課
				福祉支援課

基本目標 3. 男女の自立促進と生活・子育て支援

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(3) 生活上の困難に直面する世帯への支援	③外国人が安心して暮らせる環境の整備	1) 外国人の支援体制の整備・充実を図る。	県や近隣自治体の男女共同参画センター等と連携し、男女共同参画に関する国際的な様々な情報を提供する。 市内に在住する外国人を対象としたボランティア団体「日本語教室なまこ」で、外国人が地域の中で孤立しないように支援する。	人権男女共同参画課 安心安全まちづくり課
			県や（財）福岡県国際交流センター等から配布される多言語版の外国人向け各種リーフレット等を市の施設等で配布する。	安心安全まちづくり課
(4) 男女が共に介護を担う社会環境づくり	①介護しやすい社会環境づくり	1) 介護サービスの充実に努める。	「中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づいて、男女が共に介護を担う介護サービスの充実を図る。 男女が共に介護を担う社会づくりのため、介護保険制度や介護の相談窓口業務の啓発を推進する。	介護保険課 介護保険課
			市民のニーズにあった介護サービスが提供できるよう、サービス内容の充実を図る。	介護保険課
		2) 精神ケアを促進する。	男女が支えあい、ともに住み続けるまちづくりを目指すため、家庭内の介護に携わる人の抱える悩み等の相談窓口を充実させるため民間事業者による認知症カフェの増設等をめざす。 家族のリフレッシュのために、被介護者のショートステイ利用の啓発をする。	介護保険課 (地域包括支援センター) 介護保険課 (地域包括支援センター)
		3) 介護に携わる人材の育成を図る。	介護サービスの提供を図るため、ケアマネージャー等指導者の資質向上を図るために人材育成を推進する。 介護保険サービスガイド等に、介護等は男女平等で取り組むよう啓発記事を掲載し意識の浸透を図る。 高齢者に対する介護は、男女共同参画の視点で行う等、介護に関する講演会等を行う。	介護保険課 介護保険課 介護保険課、人権男女共同参画課

基本目標 4. 男女の健康づくりと暴力の根絶

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	①生涯にわたる健康づくりの支援	1) ライフステージに応じた健康教育等を推進する。	各種保健事業で、市民のライフステージに応じた健康教育を推進する。	健康増進課 (保健センター)
			各種検診や健康教室等に多くの市民が参加できるよう、広報活動を充実させ、男女平等の精神で健やかな老後を送ることができるように施策の充実を図る。	健康増進課 (保健センター)
		2) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及を図る。	各種保健事業の中で「健康をおびやかす問題についての正しい知識」の普及に努める。	健康増進課 (保健センター)
			学校教育の保健体育・学級活動・道徳の時間等を中心に、健康問題についての正しい知識の定着を図る。また、薬物乱用防止教室の充実に努める。	学校指導課
		3) 健康づくりとスポーツ活動を推進する。	市内の体育施設で、健康づくりをめざした各種スポーツ教室の開催を推進する。	生涯学習課
	(2) 性と生殖に関する健康についての理解の促進	1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての啓発を行う。	健康教室の中でリプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解と認識を深めるための啓発活動を行う。	健康増進課 (保健センター) 人権男女共同参画課
			リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての情報を、市の広報やパンフレット等で発信し、市民に対する啓発を推進する。	健康増進課 (保健センター) 人権男女共同参画課
		2) HIVをはじめとした性感染症に対する正しい知識の普及を図る。	学校教育の中で、HIVを始めとした性感染症についての正しい知識の定着を図る。	学校指導課
			健康づくりハンドブックや健康教室の中で、HIVを始めとした性感染症を正しく理解し認識を深めるよう、啓発を推進する。	健康増進課 (保健センター)
			性感染症に対する正しい知識の普及を図るため、市の広報や人権センターだよりなどで、特集記事を掲載し啓発を推進する。	健康増進課 (保健センター) 人権男女共同参画課

基本目標 4. 男女の健康づくりと暴力の根絶

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	③妊娠・出産期における女性の健康支援	1) 母子保健対策を充実する。	妊婦健康診査、母子健康手帳の交付及び相談室、母親学級、両親学級、全新生児の訪問・乳幼児の教室等を実施し、妊娠・出産期における女性の心身の健康支援の充実を図る。 妊娠出産期を捉え、両親学級を開催し、男女共同参画の視点に立った学習機会の充実を図る。	健康増進課 (保健センター)
(2) あらゆる暴力防止対策の推進	①性の尊厳と差別、偏見を無くすための啓発活動の推進	1) 個人の人権を守るために、各種媒体による啓発活動を充実する。 2) 青少年に対する性の尊厳についての啓発活動を推進する。	市の広報やホームページ等を通じてDV等人権を侵害する行為を防止するための啓発を推進する。 ホットラインカードを市内公共施設の女性トイレに設置し、相談窓口の周知を行う。 ヤングテレホン等で、青少年に関する相談窓口の充実・啓発を推進する。 学校教育では、指導計画・内容等の検討を行い、保健体育・道徳・学級活動等の授業を中心に、性の尊厳についての学習を推進する。 性的虐待児に対する相談や支援、性に対する悩み相談、専門機関への紹介等の活動を推進する。	人権男女共同参画課 人権男女共同参画課 安全安心まちづくり課 学校指導課 こども未来課
	②あらゆる暴力の根絶	1) DV等に関する学習会を開催する。 2) 関係機関との連携を強化し、DV被害者への24時間支援の充実を図る。 3) 相談窓口の周知と専門カウンセラーを育成する。	市民を対象とした児童虐待やDV等の暴力防止、また、中高生を対象にしたデートDVの防止のための学習会、講演会の開催を推進する。 DV防止等に関する市民への啓発活動の充実のため、民間団体等と連携し、被害女性への支援と相談窓口の周知の徹底を図る。 ヤングテレホンを窓口に、デートDV被害等に対しての支援を図る。 県や近隣市町村の女性相談窓口と連携し、DV被害者の情報の共有化を図り府内の支援体制の充実を図る。 相談窓口の周知のため、県の関係機関と連携し、市の広報やパンフレット等の配布により啓発の充実を図る。	こども未来課 学校教育課 人権男女共同参画課 人権男女共同参画課 安全安心まちづくり課 (少年相談センター) 人権男女共同参画課 こども未来課 介護保険課 こども未来課 安全安心まちづくり課 介護保険課 人権男女共同参画課

基本目標 5. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(1) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進	①男女共同参画に関する啓発活動の推進	1) 国や県の男女共同参画強調週間に各種啓発活動を推進する。	国の「男女共同参画週間（6月23日～29日）」や県の「男女共同参画の日（11月第4土曜日）」の強調週間に男女共同参画の特集等を広報・ホームページに掲載する。 強調週間に男女共同参画をテーマとした絵画や川柳等の作品を市民から募集し、施設での展示や市の広報等で市民への啓発を行う。	人権男女共同参画課 人権男女共同参画課
		2) 年代間や世代間において、対象に応じた効果的な啓発活動を推進する。	関係各課と協働で様々な年代に応じた各種講座を開催し、学習・情報の提供を行う。	生涯学習課 健康増進課 (保健センター) 人権男女共同参画課
		3) 事業所・事業主等に対し啓発活動を推進する。	事業所・事業主に対し「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」等の理解・認識を図るため、市広報やパンフレット等で男女平等意識の浸透を図る。	産業振興課 人権男女共同参画課
	②男女共同参画に関する各種広報媒体の充実	1) 他市町村における男女共同参画プランに関する資料を収集・提供する。	人権センターや市民図書館で男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供に努める。 男女共同に関する図書の紹介を人権センターにより、よか風に掲載する。	生涯学習課 (市民図書館) 人権男女共同参画課
		2) 市の広報等による男女共同参画に関する情報の提供を図る。	人権センターや市民図書館に市町村の男女共同参画プランを備え、市民が自由に閲覧できるよう図る。 市広報やホームページ等で男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の意識の高揚を図る。	生涯学習課 (市民図書館) 人権男女共同参画課
		3) 男女共同参画に関する法令等の周知を図る。	「男女共同参画社会基本法」や「中間市男女共同参画推進条例」等の法令を、機関紙「人権センターだより」等に掲載し市民に周知する。	人権男女共同参画課

基本目標 5. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(2) 生涯を通した男女平等教育と教育・学習機会の充実	①幼児期における男女平等教育の推進	1) 就学前の幼児に対する男女平等教育を推進する。	乳幼児期から一人ひとりの個性や能力を尊重する教育を推進する。	こども未来課 (さくら保育園)
		2) 保育所、幼稚園における教職員、またその保護者等に対する研修会を実施する。	市内の保育所・幼稚園を通じて、教職員や保護者へ男女共同参画の研修会への参加を働きかける。	こども未来課 人権男女共同参画課
	②学校における男女平等教育の推進	1) 男女平等の視点に立った人権教育、性教育等を充実する。	全教育活動を通して、人権尊重の視点に立った人権教育の充実を図る指導を行い、男女が互いに責任を分かれ合い、性別にかかわりなくその個性と能力を發揮できる教育の充実を図る。	学校指導課
		2) 教育関係者に対する男女共同参画に関する研修を充実する。	教職員を対象に男女共同参画の研修会を実施し、その研修内容の精選・深化・充実を図る。	学校指導課、生涯学習課
	③男女共同参画の視点に立った生涯を通した学習（生涯学習）の推進	1) 男女共同参画のための学習機会の充実を図る。	地域の公民館等を利用し、男女共同参画社会の実現に向けた学習会等を開催する。	生涯学習課 人権男女共同参画課
			男女共同参画講座の開設等、市民が幅広く参加できるよう情報の提供を行う。	生涯学習課 人権男女共同参画課